

令和4年8月3日

香川労働局長

松瀬貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田潤子



特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年7月29日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおりの結論に達したので答申する。

記

「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認める。